

健康福祉

高齢者介護教室

介護を受ける人の自立した生活、介護する家族の負担軽減の方法を学びます。

日時	内容
11月7日(月) 午後1時30分～3時	介護予防について・高齢者疑似体験
11月14日(月) 午後1時30分～3時	介護保険サービスについて・車いす体験など
11月15日(火) 午前10時30分～正午	デイサービス体験

20日(木)～11月2日(水)に高齢者自立センター藤岡(☎242532)

65歳からの低栄養予防教室



高齢者は食事摂取量が少なくなるなど低栄養になりがちです。安心して自立した生活を送るために低栄養予防について学びましょう。

日時 11月15日(火)午前9時30分～午後1時
会場 市保健センター
内容 ▽講話Ⅱ高齢期の食生活について▽調理実習Ⅱごはん・薄切り肉でロール酢豚・厚揚げの煮物・けんちん汁・キウイとバナナのヨーグルト和え
講師 市管理栄養士・食生活改善推進員
対象 市内在住の人

平成29年度から 県内全ての市町村で個人住民税特別徴収(給与天引き)を徹底します

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が、従業員(給与所得者)に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き(給与天引き)し、従業員に代わって市町村に納入する制度です。

特別徴収義務者となる事業主

所得税を源泉徴収する義務のある事業主には、個人住民税を特別徴収することが法令で義務付けられています。これまで特別徴収を行っていなかった事業主も29年度から特別徴収義務者として指定されます。

特別徴収の対象となる従業員

アルバイトやパート、役員などを含むすべての従業員が対象となります。個人住民税を特別徴収するかどうかを従業員の意思で選択することはできません。ただし、「給与支払報告書」と一緒に「普通徴収該当理由書」を提出し、該当要件に適合する場合は、例外として当分の間は普通徴収とすることができます。

ご理解とご協力をお願いします。
問い合わせ 税務課(☎402231)

合同筋力トレーニング



日時 11月1日(火)▽午後1時30分～2時Ⅱ介護予防サポート10周年記念式典▽午後2時～4時Ⅱ講演・合同筋力トレーニング

糖尿病予防講演会及び個別栄養相談会

生活習慣病の代表格である糖尿病。放っておくとさまざまな病気を引き起こします。

糖尿病を予防して健康寿命を延ばしましょう。
期日 11月19日(土)
会場 総合学習センター南棟
対象 市内在住の人
糖尿病予防講演会
日時 午前10時～11時
講師 朱啓子さん(藤岡総合病院医師)
定員 70人(先着順)
個別栄養相談会
時間 午前11時～正午
定員 10人(先着順)
※1人あたり30分程度の相談になります
申し込み・問い合わせ 10月

会場 市民ホール
講師 浅川康吉さん(首都大学東京健康福祉学部教授)
参加料 無料
その他 動きやすい服装で来てください
申し込み 当日会場へ
問い合わせ 介護高齢課(☎2809)

その他

創業支援セミナー

独立・創業を成功させるための準備やマーケティングな

どが学べます。既に事業を始めている人で、もっと利益や集客を上げたいという人も必聴です。
日時・内容 ▽12月3日(土)午後1時30分～4時30分Ⅱ「創業の心構え」お金を借りるポイント▽12月10日(土)午後1時30分～4時30分Ⅱ「売れる仕組みづくり」
※1日だけの受講も可
会場 市役所中庁舎
対象 創業を考えている人や創業後間もない人、今の事業を見直したい人
定員 25人(先着順)

古希野球全国大会出場を報告



古希藤岡クラブの皆さんが市長を表彰訪問し、10月16日から開催される第26回全日本古希軟式野球大会への出場を報告しました。市長は「長いこと野球をなさってる皆さんはまだ体が軽そうですね。全国大会での健闘をお祈りしています」と激励しました。

粗大ごみ有料回収

参加料 無料
申し込み・問い合わせ 10月21日(金)から商工観光課(☎402318)へ
収集日 11月7日・14日・21日・28日の月曜日(先着5人)
収集品目 家具・自転車など
収集制限 各家庭4点以内
料金 1kg当たり30円(消費税別)
申し込み・問い合わせ 10月21日(金)から電話で清掃センター(☎28305)へ

廃タイヤなどの持ち込み一括回収



通常は持ち込み搬入のできない廃タイヤ、LPガスボンベ、消火器などを受け入れません。収集場所へは絶対に出さないでください。

回収品目	費用
廃タイヤ1本(ホイール付きは別途200円)	13インチまで 200円 14～18インチ 300円
LPガスボンベ	無料
消火器	10型まで 1,000円 10～20型 1,200円
廃バッテリー(常時受け入れ)	無料

対象 市内の一般家庭
※事業所で発生したものは持ち込めません。産業廃棄物扱いになります
問い合わせ 清掃センター(☎28305)

群馬県最低賃金改正 時間額759円

群馬県最低賃金(地域別最低賃金)が改正され、10月6日から発効されています。最低賃金は県内の事業所で働く全ての労働者とその使用

中小企業季節資金

11月1日から年末資金の取り扱いが開始になります。
融資対象 市内に事業所を有する中小企業者
融資限度額 1企業500万円以内
資金使途 運転資金
融資期間 6カ月以内
返済方法 一括返済または月賦返済
融資利率 年1.5%
保証人・担保 金融機関の定めるところとする
申し込み 取扱金融機関(群馬銀行・東和銀行・しのめ信用金庫・かみつけ信用組合の市内各支店)
問い合わせ 取扱金融機関または商工観光課(☎402318)